

○江田島市旅客船設置及び管理条例施行規則

平成26年10月30日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、江田島市旅客船設置及び管理条例（平成26年江田島市条例第41号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅客船の名称等)

第2条 条例第2条第2項に規定する旅客船の名称、運航回数その他必要な事項は、次のとおりとする。

(1) 旅客船の名称及び大きさ 次に掲げる名称に応じ、それぞれに定める大きさ（総トン数）

ア ニュー千鳥 79トン

イ スーパー千鳥 92トン

ウ ロイヤル千鳥 79トン

(2) 中町宇品航路の運航回数 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める運航回数

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 1日21往復以上

イ 12月31日から翌年の1月3日までの日 1日10往復以上

ウ ア及びイ以外 1日23往復以上

2 午前7時台に運航する便については、延べ250人以上の輸送能力を確保するものとする。

(運航中止の報告)

第3条 指定管理者は、条例第7条の規定により旅客船の運航を中止した場合は、市長に中町宇品航路運航中止報告書（様式第1号）を速やかに提出しなければならない。

(利用料金)

第4条 指定管理者は、条例第11条第4項本文の規定により利用料金の額を定める場合は、当該利用料金により運航する6週間前までに、市長に中町宇品航路利用料金承認申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、中町宇品航路利用料金承認（不承認）通知書（様式第3号）により指定管理者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により利用料金を承認した場合は、速やかに告示するものとする。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

中町宇品航路運航中止報告書

年 月 日

江田島市長 様

指定管理者 所在地
名 称
代表者
電話番号

ⓐ

中町宇品航路の運航を中止したので、次のとおり報告します。

運航を中止した期間	自 年 月 日 時 分から 至 年 月 日 時 分まで
運航を中止した理由 (具体的に記載)	
特記事項	

様式第2号（第4条関係）

中町宇品航路利用料金承認申請書

年 月 日

江田島市長 様

指定管理者 所在地
 名称
 代表者
 電話番号

印

中町宇品航路の利用料金について、次のとおり承認してください。

1 利用料金表

区間	能美海上 ロτζ			
2等 急行料金	円	円	中 町	
計	円			
2等 急行料金	円	円	円	高 田
計	円	円	円	
2等 急行料金	円	円	円	円
計	円	円	円	宇 品

2 回数券料金表

回数券	円（ 円券 × 枚 ^{つづり} 綴）
-----	-----------------------------

3 定期利用料金表

種類	1 か月	3 か月	6 か月
通勤	円	円	円
通学	円	円	円

4 手荷物利用料金表

種類	区間	20 km 未満
受託手荷物		円

5 小荷物利用料金表

種類	区間	20 km 未満
10 kg 以下		円
10 kg を超え 20 kg 以下		円
20 kg を超え 30 kg 以下		円

様式第3号（第4条関係）

中町宇品航路利用料金承認（不承認）通知書

年 月 日

様

江田島市長 印

年 月 日付けで申請のあった中町宇品航路の利用
料金については、次のとおり承認（不承認）した。

不承認の場合は、その理由

Large empty space for providing reasons for non-approval, enclosed in a rounded rectangular frame.

様式第 1 号 (第 3 条 関係)

様式第 2 号 (第 4 条 関係)

様式第 3 号 (第 4 条 関係)